

令和3年度事業計画書

第1 令和3年度事業計画

1 基本方針

公益社団法人山口被害者支援センターは、事件・事故等の被害者及びその家族または遺族(以下「被害者等」という)に対し、精神的支援をはじめ各種支援活動を行い、社会全体の被害者支援意識の高揚並びに被害者等の早期の回復及び軽減に資するとともに、民間団体としてきめ細やかな、途切れのない支援活動を通じて地域の安全・安心及び人権の擁護に寄与する事業を行うことを基本方針とする。

2 重点事項

- ・ 県警察との連携強化による早期支援
- ・ 市町に対する被害者等支援条例制定への働きかけ
- ・ 財政基盤の強化に資する事業の展開と活性化
- ・ 人材の確保と育成のための施策の推進
- ・ 被害者支援に対する広報・啓発活動の推進
- ・ 講座・研修会等のオンライン環境の整備

3 推進事項

(1) 県警察との連携強化による早期支援

これまでマスコミを通じた広報、バス車内広報やイベント会場における街頭広報など事業活動等において各種広報を行ってきたが、相談件数は減少傾向にあることから、県警察との連携をさらに強化し、県警察部内の周知を依頼するとともに積極的な情報提供を働きかけ、必要な支援を早期に行う。

(2) 市・町に対する被害者等支援条例制定への働きかけ

令和3年4月1日から山口県被害者等支援条例の施行予定に伴い、犯罪被害者等支援の気運も高まることから、この機会に被害者等支援に特化した条例のない市・町に対し、特化条例制定の要望を行い、県下の全ての市町に条例制定を働きかける。

(3) 安定的活動資金の獲得

ア 賛助会員等の募集

街頭や関係機関のイベント等へ積極的に参加する等、活発な広報啓発活動を行うことで県民及び企業、各種関係機関・団体等へ支援活動を紹介し、広く賛助会員の募集及び寄付、募金（おいでませ募金等）活動を行い財政基盤の強化に努める。

イ 委託事業の誠実な実施

県や県警察、市町からの委託事業について、民間ならではのきめ細かい支援活動を行うとともに、県内外の被害者や各種関係機関・団体との連携を活用した広報啓発活動や研修事業を行い、誠実かつ確実に履行することで、今後継続的な委託事業を展開する。

ウ 支援自動販売機の設置

県内一般企業等に出向いて、被害者支援の重要性を説明し、支援自動販売機の設置協力を求め、財政基盤の強化に努める。

エ 赤い羽根「県域」テーマ募金、ホンデリング事業への参加

「県域」テーマ募金等積極的に共同募金活動へ参画をする。

また、ホンデリング事業については、平成27年1月16日に参加登録を完了しており、ホンデリング事業の支援の輪を広げる。

オ 市町からの助成金申請

特化条例未制定の市町に対する条例制定要望と併せ、全ての市町に対して、犯罪被害者等基本法第22条「民間の団体に対する援助」に基づき、公益法人としての民間団体が果たす役割の重要性を訴え、財政上の施策として助成金の交付を申請する。

カ 預保納付金支援事業への助成申請

預保納付金（振り込め詐欺被害者へ返せなかった資金）は、年々減少しているものの助成事業は継続方針であることから、この事業の担い手である日本財団に対して、助成対象である人材育成等の申請を継続して行う。

(4) 人材の育成

ア 支援活動員等の人的充実

被害者のニーズに沿った、迅速で適切かつ継続的な支援活動ができる

よう支援活動員等の募集と養成に努める。

イ 支援活動員の資質の向上

年間計画に基づく支援員養成（入門・初級）講座、中・四国ブロック研修、全国フォーラム研修、他機関・団体等開催の研修への積極的参加、及び養成講座後の継続研修として、相談対応・直接支援等でのOJT研修、ステップアップ研修、例会時研修への積極的参加を通じて、支援員・ボランティアの資質の向上を図る。

また、コロナ禍のオンライン化による各種研修等にも積極的に参加し支援ノウハウの向上を図る。

- (5) コロナ禍においても、着実な人材育成を行うために講座、研修会等のオンライン環境を整備する。

第2 令和3年度公益目的事業計画

1 事業活動

(1) 被害者等相談事業

現在の相談体制は、常勤相談員2名、非常勤相談員1名、ボランティア相談員3～4名であるが、常勤相談員は、公益事業活動や収益事業、経理等の事務職を兼務しており、公益法人運営の煩雑さに加え、県条例の制定により相談、支援が増大することが予想されることから支援業務全般にわたり支障を来すおそれが生じてくる。

そこで、相談業務に特化した非常勤相談員の増員や支援活動員に認定されたボランティアを事務所に配置し、相談員の育成を兼ねた相談体制の充実強化を目指すこととする。

ア 電話相談

開設時間 = 月曜日から金曜日 10:00～16:00（6時間）

このほか、平成30年4月1日より開設の、公益社団法人全国被害者支援ネットワークが運営する共通のナビダイヤル「0570-783-554」（ナヤミ ハ ココヨ）受付時間/7:30～22:00（12/29～1/3までを除く）の広報を含め連携を強化する。

イ 面接相談

開設時間 = 月曜日から金曜日 10:00～16:00
（時間外=要予約）

ウ 一日出張面接相談

- ・下関市役所 毎月 第1火曜日 11:00～15:00
- ・周南市役所 毎月 第3火曜日 11:00～15:00
(祝日・振替休日の場合は次の週の火曜日)
- ・その他(県域での実施を検討する)

エ 専門家相談

法テラスとの連携により、弁護士による相談対応を当センターにて行う。なお、相談ケースに応じた、精神科医師、臨床心理士、関係機関・団体、各種相談所等の紹介、引継ぎ等広範囲な連携と組織的対応の強化を図る。臨床心理士による心理カウンセリングは3回まで無料とする。

(2) 自助グループ支援事業

自助グループ「風の森」の活動支援を積極的に行い、犯罪被害者ご遺族の心の支えとする。

(3) 被害者支援事業

ア 直接支援

被害者等のニーズを把握し、センターが行える内容等を検討のうえ「支援計画表」を策定し、被害直後の早期からの直接支援活動を積極的に推進する。また、事案に応じて関係機関・団体等と連携して組織的な支援に努める。

イ 関係機関・団体との連携強化

- (ア) 犯罪被害者等早期援助団体として、県警察と緊密な連携を行い、積極的な警察情報提供を働きかけ被害者等に対し、早期から能動的かつ適切な支援を行う。
- (イ) 法テラス、弁護士会との協議会や研修会に参加し、連携強化を図る。
- (ウ) 全国被害者支援ネットワークと連携した活動を展開する。
 - ※ 総会、ブロック会議、各種委員会、研修への参加
 - ※ 全国被害者支援ネットワークの「被害者緊急支援金」の活用
- (エ) 山口県被害者支援連絡協議会と連携した、支援活動の推進を図る。
- (オ) 山口県DV防止連絡協議会と連携した、支援活動の推進を図る。
- (カ) その他各種関係機関・団体、相談機関等と連携した事業推進を図る。

(4) 支援活動員(犯罪被害相談員、直接支援員、ボランティア)等に対する研修事業

全国被害者支援ネットワークが定める、研修カリキュラムに沿った養成

講座を実施する。

ア 入門・初級講座（受講料無料）

開催日 = 5月～8月にかけて全10回（公開講座を含む）

場 所 = 山口市内

対象者 = 被害者支援に関心のある成人で、支援活動に従事する希望のある者を、行政、司法関係者、医療関係者、山口被害者支援連絡協議会会員、賛助会員等及び一般から広く募集する。

イ 中・四国ブロック、質の向上研修会

開催日 = 上期 9月（予定） 高知県

場 所 下期 令和4年1月（予定） 愛媛県

対象者 = 支援活動員で、活動実績、意欲ともに良好な者の中から、研修レベルに応じた者を派遣する。

ウ コーディネーター研修会

開催日 = 未定

場 所 = 東京

対象者 = 犯罪被害相談員で、活動実績、意欲ともに良好な者の中から、研修レベルに応じた者を派遣する。

エ 全国被害者支援フォーラム2021・秋期全国大会

開催日 = 10月（予定）

場 所 = 東京

対象者 = 支援活動員で、活動実績、意欲ともに良好な者の中から、研修レベルに応じた者を派遣する。

オ 自助グループ研修会（警察庁主催）

開催日 = 未定

場 所 = 未定

対象者 = 支援活動員で、活動実績、意欲ともに良好な者の中から、研修レベルに応じた者を派遣する。

カ ステップアップ研修（継続研修）

開催日 = 下期（10月～3月）

場 所 = 山口被害者支援センター会議室等

対象者 = 支援活動員
内 容 = 支援員養成DVD研修（初級編～中級編）、認定 NNVS・
専門講師研修、裁判傍聴、広報活動等ボランティア活動
への参加。

キ 「例会」研修

開催日 = 随 時
場 所 = 山口被害者支援センター会議室
対象者 = 会員全員
内 容 = 上・中級研修、部外研修のフィードバック等

ク 部外研修への参加

各種関係機関が開催する研修会等へ、随時支援活動員等を参加、派遣
する。

(5) 被害者支援の調査、研究事業

関係機関と連携しながら次の事業に取り組むこととする。

- ア 全国被害者支援ネットワークや、その他関係機関が行う被害者調査及
び支援内容実態調査への協力
- イ 直接支援対象者等へのアンケート調査
- ウ 研修資料、文献、DVD等の購入、貸出し
- エ 各大学における関係学部、研究部門等との連携による、被害者支援に
関する調査研究
- オ 山口県被害者支援連絡協議会との連携による、支援技術等の調査研究
- カ その他、被害者支援に関わる機関等への参画、研修等

(6) 広報・啓発活動事業

犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穏へ
の配慮の重要性等についての県民の理解を深めるとともに、被害者支援の
担い手の確保のため、積極的かつ効果的な広報啓発活動を実施する。

ア 公開講座の開催（予定）

開催日 = 令和3年 5月16日(日)

場 所 = 未定

対象者 = 一般市民等

講 師 = ^{きたぐち}北口 ^{ただし}忠 氏(広島県在住 廿日市市女子高生殺人事件
被害者ご遺族)

- イ 「命の大切さを学ぶ教室」の実施
中学校・高等学校を対象に年間10校以上開催
場 所 = 県内の中学・高等学校
対象者 = 生徒、教員、保護者
内 容 = 犯罪被害、いじめ、デートDV等中学生・高校生の被害実態に対応した講師による啓発講演
- ウ 啓発講演・「命の講座」の実施
大学生・一般社会人を対象に年間10回以上開催
場 所 = 県内の大学、一般企業・団体等
対象者 = 大学生、一般社会人等
内 容 = 犯罪被害者等あるいは犯罪被害者支援に造詣の深い者による啓発講演
- エ 「犯罪被害者週間行事」の開催
開催日 = 令和3年11月25日(木)
場 所 = 下松市
対象者 = 一般市民等・・・約100～150名程度
内 容 = 講演会(講師：松井 ^{まつい} 克幸^{かつゆき})、県警音楽隊演奏他
- オ 企画(パネル)展の開催
年間又は、犯罪被害者週間(11月25日から12月1日)にあわせ県下で犯罪被害に関するパネルの展示を行う。
- カ ホームページ・SNSの活用等による広報媒体の充実
ニュースレター等の紙面による広報を行うとともに、ホームページを随時更新する。SNSの活用(若年層対応)による活動状況の紹介や犯罪被害者等への支援に関する情報の県民への周知、徹底を図る。
- キ 広報物品の作成と配布
パネル、ポスター、リーフレット等を作成し、現場において展示、配布することで、視覚に訴えた広報・啓発活動を行う。
また、各種講演会や会議への出席、他機関との共同活動等の機会を活用して、犯罪被害者等への支援の意義、支援活動の実態等を周知し、被害者支援の重要性を醸成する。

ク 新聞広告・パブリシティーによる広報・啓発活動

県内の新聞及びローカル紙を活用した被害者週間行事の紹介をはじめ、当センター関連行事等について適時・適切な広報の実施とパブリシティーの活用。

ケ テレビ・ラジオ広報・パブリシティーによる広報啓発活動

県内の民放テレビ局やローカルラジオ、ケーブルテレビ局を活用しスポット広告の実施とパブリシティーの活用。

コ その他の広報啓発活動

路線バス（防長交通、サンデン交通、宇部市営交通等）の車内広告等、新たな広報啓発活動に取り組む。

第3 令和3年度収益事業計画

支援自動販売機（収益型）の設置促進

犯罪被害者等への支援の必要性和当センターの役割のほか、設置した場合の社会貢献度等を設置事業所に訴え、支援自動販売機（収益型）の設置促進を図る。

また、県、市町を訪問し、設置等の働きかけを推進する。

「参照」

「支援活動員」とは

- ・ 犯罪被害相談員
- ・ 犯罪被害者直接支援員
- ・ 犯罪被害者等給付金申請補助員
- ・ 被害者支援ボランティア
- ・ 事務局員 をいう。

*（支援センター支援活動員等の遵守事項に関する規程：第3条より）